洪水時の避難確保計画（案）

【対象施設：　　　　　　　　　　　　　】

作成：令和〇年〇月〇日

改訂：令和〇年〇月〇日

１　計画の目的

　　この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の報告

　　計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を嘉島町長へ報告する。

３　計画の適用範囲

　　この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者（以下、「利用者等」という。）に適用するものとする。

　 【施設の状況】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 昼間・夜間 | 利用者 | 施設職員 | 休　日 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間：　　　　　名 | 昼間：　　　　　名 | 休日：　　　　　名 | 休日：　　　　　名 |
| 夜間：　　　　　名 | 夜間：　　　　　名 |

４　防災体制

防災体制確立の判断時期及び役割分担は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意 体制 | 以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル２】  ［警報・注意報］洪水注意報発表 ［洪水予報］矢形川（嘉島観測所）氾濫注意情報発表  　　　　　　加勢川（大六橋観測所）氾濫注意情報発表  ［水位到達情報］矢形川（嘉島観測所）氾濫注意水位到達  　　　　　　　　　加勢川（大六橋観測所）氾濫注意水位到達 | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 警戒 体制 | 以下のいずれかに該当する場合  【警戒レベル３】 ［避難勧告等］避難準備・高齢者等避難開始の発令 ［警報・注意報］洪水警報発表 ［洪水予報］矢形川（嘉島観測所）氾濫警戒情報発表  　　　　　　加勢川（大六橋観測所）氾濫警戒情報発表  ［水位到達情報］矢形川（嘉島観測所）避難判断水位到達  　　　　　　　　　加勢川（大六橋観測所）避難判断水位到達 | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 入院（所）者家族への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 外来診療中止の掲示 | 情報収集伝達要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導（避難準備・高齢者等避難開始発令時） | 避難誘導要員 |
| 非常  体制 | 以下のいずれかに該当する場合  【警戒レベル４】 ［避難勧告等］避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ［洪水予報］矢形川（嘉島観測所）氾濫危険情報発表  　　　　　　加勢川（大六橋観測所）氾濫危険情報発表  ［水位到達情報］矢形川（嘉島観測所）氾濫危険水位到達  　　　　　　　　　加勢川（大六橋観測所） | 施設内全体の避難誘導及び職員の安全確保 | 避難誘導要員 |
|  | ※緑川と御船川については、町の避難勧告等の発令状況等を考慮し対応。 | | |

氾濫危険水位（避難勧告等発令の目安となる水位）

避難判断水位（避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位）

氾濫注意水位（洪水による災害の発生を警戒すべき水位）

通常の水位

水防団待機水位（水防団が待機する目安となる水位）

防災体制を担う組織は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者（　　　　　　　　　）（代行者　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | | | | | | | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  |
|  |  |  | | | | 役職及び氏名 | | | | | | | | 役割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  |  | 情報収集 伝達要員 | | | | 班長：（役職）　○○○○ 班員：（役職）　○○○○  班員：（役職）　○○○○  　　　　　　　　　　　　… | | | | | | | | ・テレビ､ラジオ､インターネット等を活用した情報収集及び記録  ・避難誘導要員に必要事項を報告・伝達 ・館内放送等による避難の呼び掛け  ・関係者及び関係機関との連絡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  |  |
|  |  | 避難誘導要員 | | | | 班長：（役職）　○○○○ 班員：（役職）　○○○○  班員：（役職）　○○○○  　　　　　　　　　　　　… | | | | | | | | ・避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認 ・避難器具の設定や操作 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  |  |

５　情報収集・伝達

　　情報収集・伝達は、下表のとおりとする。

主な情報及び収集方法

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | 市町村役場等、テレビ、ラジオ、インターネット（熊本気象台ホームページ、熊本県統合型防災情報システム）、メール（熊本県防災情報メール） |
| 洪水予報、水位到達情報 | 市町村役場等、テレビ、ラジオ、インターネット（国土交通省「川の防災情報」、熊本県統合型防災情報システム）、メール（熊本県防災情報メール） |
|
| 避難準備・高齢者等避難開始  避難勧告、避難指示（緊急） | 市町村役場等、テレビ、ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、メール（熊本県防災情報メール、嘉島町一斉配信メール）、防災行政無線 |

情報伝達の内容・報告先等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告する情報 | 担当者 | 伝達手段 | 報告先 |
| 被害情報 | 情報収集伝達要員 | 電話・ＦＡＸ | 嘉島町役場（町民課）、消防等 |
| 避難開始・完了等 | 避難誘導要員 | 館内放送 | 利用者等 |
| 口頭 |  |
| 電話・ＦＡＸ | 市町村役場（町民課）、消防等、要配慮者家族等 |

６　避難誘導

1. 避難場所

　　　　避難場所は下表のとおりとする。

1. 避難経路

　避難場所までの避難経路については、「別紙１　避難経路図」、屋内で安全確保を行う場合は、「別紙２　施設内避難計画図」のとおりとする。

　　　　避難場所までの移動距離及び移動手段等は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | |
|  | | 名称 | 移動距離 | 移動手段 | 避難完了までの  想定必要時間 |
| 避難場所 | |  | （　　　　）ｍ | □徒歩 □車両（　　）台 | 時間　　分程度 |
| 屋内安全確保 | |  |  |  | 時間　　分程度 |

７　避難の確保を図るための施設の整備

情報収集伝達及び避難誘導等の際に使用する資器材等については下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（施設職員、施設利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架  【施設内の一時避難】水、食料、寝具、防寒具  【高齢者、乳幼児】おむつ、おしりふき、おやつ、おんぶひも  【障害者】常備薬  【その他】カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）、ウェットティッシュ、ごみ袋、タオル |

８　防災教育及び訓練の実施

　○　年間の教育及び訓練計画を毎年４月に作成する。

○　毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　○　毎年５月全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　○　避難を円滑かつ迅速に確保するために、この訓練の実施により改善すべき点等が生じた場合は、本計画を適宜修正する。

９　自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

（１）　別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）　自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

　　①　毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった全職員を対象として研修を実施する。

　　②　毎年５月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）　自衛水防組織の報告

　　　　自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を嘉島町長へ報告する。

**【施設周辺の避難経路図】**

別紙１

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 建物階数 | 浸水深 |
| ○○○○ | ○階 | ○～○ｍ |

避難経路図

**【施設内避難確保計画図】**

別紙２

洪水時に施設内で安全を確保する場合に使用する場所及び避難経路は以下のとおりとする。

施設内避難場所及び避難経路図

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 建物階数 | 浸水深 |
| ○○○○ | ○階（地下空間　有・無） | ○～○ｍ |